

平成 30 年 7 月豪雨又は台風 21 号により被災した世帯に対する、授業料軽減補助の実施について

兵庫県では、平成 30 年 7 月豪雨又は台風 21 号により自宅が被害を受けた世帯を対象に、私立学校生徒授業料軽減臨時特別補助制度を実施します。

保護者の皆様には、このリーフレットをお読みになり、所定の基準にあてはまる場合は、学校へ申請してください。

なお、申請の要件、授業料の軽減額などの詳しいことは学校にお問い合わせください。

◆ 対象者の条件

- 児童生徒が兵庫県・大阪府・京都府・岡山県・鳥取県内の私立小・中・高等学校・中等教育学校（いずれも通信制除く。）に、平成 30 年度に在籍していること。
- 保護者（学校教育法第 16 条に定める子に対して親権を行う者）が、兵庫県在住であること。
- 平成 30 年 7 月豪雨又は台風 21 号により、自宅が床上浸水、一部損壊（損害割合 10%以上）、半壊又は全壊した世帯

◆ 軽減される額

全壊、大規模半壊世帯 150,000 円
 半壊、一部損壊（損害割合 10%以上）又は床上浸水世帯 75,000 円
 ただし、高等学校については実際に納付する授業料又は、下表の金額を上限とします。

入学年度	学校種及び学校所在地			
	兵庫県内の 高等学校	京都府内の高等学校 又は兵庫県内の専修 学校・各種学校	大阪府、岡山県、 鳥取県内の高等学校	小・中学校
平成 30 年度	397,000 円から就学支援金又は学び直し支援金を控除した額	347,000 円から就学支援金又は学び直し支援金を控除した額	322,000 円から就学支援金又は学び直し支援金を控除した額	授業料から私立中学校等修学支援実証事業による補助金を控除した額
平成 29 年度 以前	379,000 円から就学支援金又は学び直し支援金を控除した額	338,000 円から就学支援金又は学び直し支援金を控除した額	317,500 円から就学支援金又は学び直し支援金を控除した額	

※平成 29 年度、平成 30 年度とも非課税の世帯が受けられる額を上限として実施します。

◆ 「私立高等学校生徒授業料軽減補助制度」との関係

本補助制度は、兵庫県が実施する「私立高等学校生徒授業料軽減補助制度」又は「私立学校生徒授業料軽減補助制度（家計急変）」による補助を受けられる場合は、対象となりません（補助を受けられるのはいずれか一方の制度のみであり、両方の併用はできません）。

既にいずれかの制度で申請をされている場合、本制度の申請により、それらを取り下げたものとします。

◆ 申請書類の提出

学校が定める日までに申請書類を学校に提出してください。

◆ 申請書類

○ 授業料軽減申請書（様式は学校にお申し出ください。）

○ リ災証明書

※一部損壊の場合、損害割合が記載されたもの（未記載の場合は、発行元の市町に記載を求めてください）